

令和6年1月 第1回佐々町議会臨時議会 会議録

1. 招集年月日 令和6年1月29日（月曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 令和6年1月29日（月曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事	大平弘明君	事業理事	今道晋次君	総務課長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税財政課長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建設課長	山村輝明君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	作永善則君	水道課長	安達伸男君
会計管理者	藤永尊生君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	荒木洋介君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

9. 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 委員会報告

1 総務厚生委員会

【所管事務調査】

(1) 条例等について

①佐々町手数料条例の一部改正について

【その他報告】

(1) 新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置について

- 日程第4 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第6 議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第7 議案第4号 佐々町手数料条例の一部改正の件
- 日程第8 議案第5号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第8号)
- 閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。

ただいまから、令和6年1月第1回佐々町議会臨時議会を開会します。

開会にあたり町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

皆さん、おはようございます。

本日、令和6年1月佐々町議会第1回の臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に全員御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

1月1日の石川県の最大震度7を観測いたしました能登半島地震に伴う津波や大規模な火災や土砂災害によりまして、甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました方々全てに心からお見舞いを申し上げます。

まだ、安否不明の方がたくさんおられるわけですが、一刻も早く発見されますとともに、一日も早い復旧復興をこころから願っているところでございます。

23日には暴風雪、大雪警報が発令されまして、災害警戒本部を設置いたしました。

今季一番の冷え込みということで、路面凍結など農作物の被害などを心配しておりましたが、幸いにも発生をしていなかったようでございます。

さて、今回提案いたします議案が、5議案をお願いしているところでございます。

議員の皆様方には御理解をいただきまして、全議案につきまして、御認定をいただきますようお願い申し上げますとともに、開会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時議会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、1月29日本日1日間にしたいと思います。

日程について説明を行います。

はじめに委員会報告です。総務厚生委員会の報告を委員長からお願いいたします。

次に、議案第1号から議案第5号までの5議案です。

上程順位については、議案番号順の上程を予定しております。その後閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思っております。あらかじめ御了承いただきたいと思います。

お諮りします。本臨時議会の会期は、1月29日本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時議会の会期は、1月29日本日1日間に決定いたしました。

— 日程第3 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第3、委員会報告に入ります。

総務厚生委員会の報告を委員長からお願いいたします。

4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私から、総務厚生委員会委員会報告を行います。

開催日時は、令和6年1月15日10時からでございます。出席者は4名となっております。

所管事務調査等について、本日の臨時議会の該当項目のみ報告させていただきます。

まず、条例等についてでございます。佐々町手数料条例の一部改正についてですけれども、この案件につきまして、住民福祉課から説明をいただきました。

11月20日の委員会に続いての調査ということになりましたが、主な内容としては、戸籍法の

一部改正に伴い、戸籍全部事項証明書等を本籍地以外の市町村で交付することや、福祉分野での各種届出における戸籍の添付が、情報連携等により不要になるなどの変更があつており、伴つて必要となる戸籍電子証明書提供用識別符号などの料金を定めるものというのでございました。

委員からは、識別符号、いわゆるパスワードですけれども、識別符号を紛失した場合の対応等についての確認がありました。委員会としては内容を確認し、次の本会議に提案予定とされており、各委員の十分な検討を求め終了いたしました。

続いて、その他報告の中で、住民税非課税世帯への臨時特別給付金について、住民福祉課から、給付実務のスケジュール等についての説明を受けました。

続いて、新たな経済に向けた給付金、定額減税一体措置についてということで、住民福祉課と税財政課から説明をいただきました。

物価高騰対策対応重点支援地方創生交付金というものが新たに交付され、本町の限度額は1億246万3,000円、事業費は9,549万円、事務費が269万3,000円という内容について説明を受けました。

項目の概要としては、住民税非課税世帯への10万円給付、住民税の均等割のみ課税世帯については、18歳以下の児童一人当たり5万円を給付、定額減税一人4万円など、これらに対応すべくシステム改修等を実施するために、令和5年度補正予算を計上する予定であるということについて報告を受けました。委員会としては報告を受けました。

その他、令和6年度能登半島地震災害職員派遣等についての現状について報告を受けました。以上でございます。

(総務厚生委員長 永田 勝美君 降壇)

議 長 (淡田 邦夫 君)

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第3委員会報告を終わります。

**— 日程第4 議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第7号))**

**日程第5 議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町介護保険特別会計補正予算(第3号))**

**日程第6 議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))** —

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第4、議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件(令和5年度佐々町一般会計補正予算(第7号))、日程第5、議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件(令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算(第3号))、日程第6、議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件(令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))、以上の3件について、関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第2号、議案第3号の3議案は一括議題といたします。

町長が、議案第1号、議案第2号、議案第3号の3議案のかがみ朗読と、提案理由の説明後、税財政課長、住民福祉課長、保険環境課長から各議案の説明をお願いいたします。その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

それでは、執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第1号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

（議案第2号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

（議案第3号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

3議案について、一言説明させていただきたいと思います。

本町が実施いたします後期高齢者の関係事業につきまして、長崎県後期高齢者医療広域連合のほうから受託料を収入するものでございますが、令和4年度の受託事業収入につきまして、消費税の課税対象売上該当していることが、12月26日に判明をいたしました。

本件につきまして、事前に議会へ報告し、承認をいただくべき事項でございましたが、未申告、未納による延滞税の関係もありましたことから、急きよ申告納付のため、補正予算の、12月28日に専決処分に対応をいたしましたわけでございます。

本来であれば、令和4年度の決算後、令和5年9月末までに申告を完了し、事前に予算も計上して対応をすべきものでございましたが、私どもの認識とそれから確認が不十分であったということで、このような結果になりましたことに対しまして、まずもってお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

経過報告につきましては、この担当の関係課長のほうから御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第1号の1ページ目をお願いいたします。

令和5年度佐々町一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度佐々町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日専決、佐々町長。

次の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入は補正がありません。

歳出。3款民生費、補正額92万4,000円、計22億9,354万4,000円。1項社会福祉費、補正額92万4,000円、計11億7,270万2,000円。

4款衛生費、補正額4万6,000円、計24億7,036万8,000円。1項保健衛生費、補正額4万6,000円、計4億8,720万6,000円。

14款予備費、補正額、減額97万円、計575万4,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額ゼロ、計99億1,095万6,000円。

次の2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

一般会計の補正につきましては、介護保険特別会計繰入金への繰出しと、後期高齢者医療特別会計への繰出金の計上を行っております。

詳しい説明につきましては、議案第3号に添付しております資料に基づきまして、保険環境課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

議案第2号を御覧ください。

1ページめくっていただきまして、令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号）。令和5年度佐々町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,067万7,000円とする。

2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日専決、佐々町長。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正（保険事業勘定）。

歳入。6款繰入金、補正額92万4,000円、計2億3,905万9,000円。1項一般会計繰入金、補正額92万4,000円、計2億172万2,000円。

歳入合計、補正額92万4,000円、計13億2,067万7,000円。

歳出。1款総務費、補正額92万4,000円、計2,651万9,000円。1項総務管理費、補正額92万4,000円、計879万4,000円。

歳出合計、補正額92万4,000円、計13億2,067万7,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）1総括につきましては割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。

今回の専決補正につきましては、事務費としまして、高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分を一般会計から92万4,000円繰り入れまして、同額を後期高齢者医療特別会計へ高齢者の保健事業と介護予防一体的事業分として繰り出すものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、議案第3号、議案書をめくっていただきまして、1枚目をお願いいたします。

令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度佐々町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,686万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月28日専決、佐々町長。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。3款繰入金、補正額97万円、計4,992万6,000円。1項一般会計繰入金、補正額4万6,000円、計4,900万2,000円。2項他会計繰入金、補正額92万4,000円、計92万4,000円。

歳入合計、補正額97万円、計1億9,686万9,000円。

その下、歳出です。1款総務費、補正額97万円、計255万4,000円。1項総務管理費、補正額97万円、計206万5,000円。

歳出合計、補正額97万円、計1億9,686万9,000円。

次の2ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

上段のほう歳入、下のほう歳出になっておりますけれども、先ほど来説明がありました、一般会計からの繰出金を、3款1項1目事務費繰入金ということで繰入れのほうを行っております。

それから、その下、3款2項1目の他会計繰入金のほうで、介護保険特別会計のほうから92万4,000円を繰り入れる補正予算を計上しております。

その下、歳出予算になりますけれども、1款1項1目の一般管理費の21節のほうで、延滞税1万円、無申告加算税4万6,000円、それから26節公課費のほうで、消費税及び地方消費税の本税部分の予算ということで91万4,000円を補正させていただいております。

こちらの内容詳細につきましては、クリップ留めをしております資料のほうをもとに、改めて説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページの上段に、1、概要として、今回の専決補正予算に至った概要を記載しています。

本町が75歳以上の後期高齢者を対象に実施する事業に、長崎県後期高齢者医療広域連合のほうから受託料を収入するものがございます。

具体的には資料1ページの下段のほうに、3、消費税判定に係る売上のほうに記載しておりますが、表左側①から③の事業で、この受託料収入が消費税の課税対象売上に該当しておりますが、令和2年度におけるこの収入の合計額が1,000万円を超えていることで、令和4年度分の申告が必要となりますが、これが令和5年9月末までに本来申告納付が必要でしたが、できていないという状況になっておりました。

この申告納付が遅れた経緯については、資料中段の経過のほうに記載しております。

1つ目の丸ですが、令和5年5月17日付けで、国から一体的事業受託に係る消費税の取扱い

についてということで事務連絡が出ております。この事務連絡については、3ページ以降に原文のほうを添付しておりますので、後もって御確認いただければと思います。

この事務連絡では、一体的事業の受託料は、消費税の課税対象であることが示されており、本町でも同事業を実施していたことから、改めて広域連合に連絡し、消費税申告に関して確認を行ったところですが、結果的に広域連合の回答と町の認識に相違、錯誤があり、その際、本町では申告が必要ないものと誤って認識をしておりました。

なお、令和4年度については、①の受託料だけで1,000万円を超えておりましたので、2つ目の丸になりますが、12月26日、令和6年度の当初予算編成に当たり、令和6年度消費税の計算や申告手続き等で平戸税務署に確認をしていたところ、消費税の課税売上としては、①から③全てを合算計算する必要があり、令和4年度、5年度についても消費税の申告が必要なが判明いたしました。

このため、3つ目の丸に記載しておりますが、令和4年度消費税の申告納付は、令和5年9月末が期限となっており、12月26日時点で既に約3か月が経過しており、遅延による延滞税の対象にもなっていることから、12月28日、消費税申告に当たって必要な予算を専決補正させていただき、申告と納付を行っております。

この専決処分しました補正の内容については、資料の2ページのほうを御覧ください。

資料の上段のほうに、4、専決補正予算の内容として、上のほうに補正予算の額と流れ、その下に説明を記載しております。

④令和4年度消費税91万3,400円納付のために91万4,000円、延滞税と無申告加算税については、後日、税務署からの納付書による納付となりますが、⑤延滞税9,700円納付のために1万円、⑥無申告加算税4万5,500円納付のために4万6,000円を補正しております。

なお、今年度、令和5年度以降につきましては、5の受託事業収入(売上)の受入れ先の変更案に記載しておりますけども、現在、後期高齢者医療特別会計に予算計上、収入しているものを、一般会計へ計上、収入し、特別会計へ繰り出す予算計上方式に改めたいというふうに考えております。

説明については以上となりますが、今回私どもの認識誤り、確認が不十分であったために、消費税の申告納付が遅れ、専決補正を行う事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように、十分確認作業と適切な事務処理を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから議案第1号から議案第3号までについての質疑を行います。
6番。

6 番 (阿部 豊 君)

まずは、消費税判定に係る売上の部分で、令和2年度表記から2、3、4年度ということで、事業費の資料があるわけですけど、元年以前は1,000万円以下ということでよろしいのかの確認をさせていただきたい。

それと、令和5年5月17日の資料を読み解きますと、消費税の課税対象となるのははっきり明記してあるんですが、これが広域連合の回答と町の認識に相違があったというところについて、そこのところをもう少し詳しく御説明をお願いしたい。

それと、県内の受託事業の、ほかにもあると思うんですけど、そういった自治体も同じような状況が発生しているのかを確認させていただきたい。

それと、表現のことなんですけど、「広域連合の回答と町の認識に相違があった」の下の欄で、

令和6年度に申告義務が生じることで整理じゃなくて、申告義務生じるわけですよ。これはもう。そこで整理じゃないですよ。確実に、令和4年度が1,400万円ですから、2年前のことをみないと申告納付というのは関係してこないの、令和6年度は申告義務は生じますでしかないというふうに思いましたんで、これはまあ余談ですけど。

一応、3点でしたかね、確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、1点目の令和元年度以前ですけども、元年度までは、後期高齢者の健診事業だけで、保健事業と介護予防の一体的事業のほうが令和2年度からの開始事業となっております、それ以前、元年度以前については消費税の申告には該当しておりませんでした。

それから、2点目の相違、それから、3点目のほうにもちょっと関係してまいりますけども、実際、5月の国からの通知を受け、担当が広域連合の担当のほうに確認を行った際には、これが資料のほうにも記載をさせていただいておりますけども、県内の市町で一般会計のほうで受託事業を収入する市町、それから、特別会計のほうで収入する市町というのがございまして、本町含め、特別会計のほうで収入をされている市町が3市町ございます。

それで、広域連合が回答された際の認識としましては、本町のほうも一般会計のほうで、この受託事業収入をされているというような認識で回答をされておるようで、消費税の申告対象になっていませんよといったことをお話しされたように聞いておりますが、実際、本町のほうでは特別会計のほうで収入しております、申告の対象になっていたというようなところでございます。

それで、本町以外の2市町の状況につきましては、すいません、今のところどういった対応をされるかというようなところでの情報は収集できておりません。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

6番。

6 番（阿部 豊 君）

どういったやり取りだったかって、ここにはっきり書いてあるじゃないですか、特別会計だったら課税対象になりますよって、一般会計やったら対象外ですよって。その認識でのやり取りだったということも、言った、言わない、認識の相違っていうのはあるかもしれませんが、読めば、特別会計でしたら課税対象って、分かりやすく書いてありますよね。そこのやり取りが、ちょっと不具合があったというのはいささかお粗末ではないかと。

それで、令和6年度の予算編成時に、消費税への申告が必要だっていう考えで、令和4年度が超えているから、5年、6年だから、ちょうど令和6年度は消費税の申告が必要だということで、担当は聞きに、平戸税務署に確認に行ったと。ちゃんと分かっているじゃないですか。

そしたら、申告納付が発生するんだということが認識できたわけですよ、できとったわけです。そしたら、令和2年度分のやつがどうなるか、まあ、そこ2年前の決算を見ないといけないから、それはいささか大変じゃあるかもしれないけど、そこは認識は誤ってないのに、なんで令和4年度分の、6年度申告の予算編成で聞きに行ったのに、なぜ気付かなかったのかなというのに、ちょっとまだ、その説明では理解したがい面があるんですけど。もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

この事業につきましては、この高齢者の保健事業と介護予防一体的事業に係るものにつきましては、多世代包括支援センターになりましてから、こちらの事業のほうになっております。うちの保険環境課長からの説明を予算書に基づいてしていただきましたが、こちらの消費税の確認につきましては、多世代包括支援センターの事務のほうで行ったところでありました。

実際、阿部議員申しますように、厚生労働省からの通知文、しっかり読み取れば、丁寧に書いているものと私たちも承知しております。当初において、その読み取りが誤ったことと、こちらの通知、メールで来たわけですけど、①の高齢者の保健事業と介護予防一体的事業ということを中心に書いていたところがありまして、まず、①のところは、令和4年度が1,000万円を超えたというところで、その疑義を生じ、相談をしたというところになります。要するに、手前の令和2年度、3年度につきましては、一体的事業の内容だけを確認、読み取りまして、合算ではない形で、私たちのほうで1,000万円を超えていないというところを、②③につきましては、消費税の対象でないというような、広域連合のほうからの回答を、誤ってこちらのほうが認識したということが今回の原因となっております。それと、読み取りの甘さのほう、このような事態が生じまして誠に申し訳ありませんでした。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6番（阿部 豊 君）

分かりました。なぜミスが生じてしまったのかというのは理解しました。

それで、令和4年度の方で気付いたと、あとは合算で1,000万円をどのように判断しなければいけないかということについての認識がちょっと誤っていたという点で、今回の事案が発生したと。まあ早期に、令和5年の5月にあっておりますので、できれば早めに、できれば予算対応でできたと、延滞、無申告加算税等についても回避できたということにつながりますので、ヒューマンエラーはありがちではありますが、こういったことがないように心掛けて、日々業務に研さんをしていただきたいということを意見として申し上げておきますが、判明した時に、専決の所管の委員会とか議会のほうへの報告、連絡、相談はなされたのかなというところがちょっと、私は所管も違うもんで分からないんですけど、そこら辺はちょっと確認をしておきたいと。最後に。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副町長（中村 義治 君）

今、6番議員が言われますとおり、年末にこの処理を行ったわけですがけれども、直ちに担当の委員会のほうへは報告をしていないというのが実情でございまして、今後は十分注意したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

分かれば、せめて所管の委員長なり、委員会の委員長なり、議長なりには、それなりの報告、相談はしていただきたいというふうに私は感じますので、意見として申し上げさせていただきます。

議長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。
7番。

7 番（永安 文男 君）

内容的には先ほどからの説明で理解するところもあるんですけども、なかなかちょっと一つ二つお尋ねをしておきたいんですが。

令和3年度になされた事業で、まずもって、その前に、資料で令和5年5月17日に事務連絡があっている分で、これより以前にこの取扱いをする分、介護予防一体的事業受託が始まった時に、その取扱い関係についてはなされていなかったのか。いろいろ広域連合の会議とか、それから、各担当所管で関係課長会議等もあると思うんですけども、その辺でそういうふうな調整の取扱い関係で、もっと具体的な説明がなかったのかどうかというのを、ちょっと確認をしたいと思います。

それから、この資料の1ページに、5年度分の申告が出てくるわけですけども、令和3年度の事業関係で令和5年度の補正、3月補正で組替予定というふうに一番下書いてありますね。それで、2ページの一番下の段に、広域連合から受託事業収入の受入先を後期高齢者医療特別会計から一般会計に移行することで、令和5年度及び6年度の課税標準額を減額しますって、会計を変える、受入れを変えることで消費税がかからないように対処すると、処理されるってことですけど、果たしてこの5年度分の処理が3月補正で組替えすることで、本当に大丈夫なのかということをおちょっと確認をいたしたいと思います。

実行行為は、当然令和3年度に行われて、5年度申告事務が発生するわけですけども、その辺のことではどういうふうに理解をするのかということをお、もう少し説明をいただけたらと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

2点。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、1点目の国の令和5年5月通知以前にそういった話がなかったかということに関してですけども、これ、今回未申告であったことが判明してからになりますけども、過去のそういった資料等を確認する中で、令和2年度、この一体的事業が開始された年度の監事会の中で、この受託料については消費税の課税対象になりますよと、一旦説明がなされていることを確認しております。

それから、2点目の令和5年度の予算の組替えということでお予定しているが、それで大丈夫なのかという御心配をいただいておりますけども、これは、5年度の決算までにこの予算を組み替えることで、申告の対象というのが、会計の決算ということが申告の対象になっておりますので、決算を迎えるまでにこの予算の補正組替えというのができておれば問題がないということで、税務署のほうとも確認ができております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

分かりました。2問目の会計の決算で消費税対象云々というのは税務署と確認が取れているということで、安心をいたしております。

1番目の令和5年5月17日に、実際に6年度の予算を組む時に、そういう実態が分かったということであれば、今説明があったように、監事会等でそういう説明があって、そして、他の市町、あと2町ですけれども、一般会計で受け入れたりして処理しているというところがあるということをお聞きしたんですけど、その違いってというのはどういうふうな理解の仕方か、他町はそういうふうな一般会計で消費税の対象とならないように回避するために、そういうふうな会計を組んでいたのか。それとも、通常、特別会計と一般会計と一緒に、見込みで最初受け入れてやるんだというようなことでの、よその自治体のことはよく分かんないと、さっきの説明があったんですけど、その辺のことは聞き及んでいないかどうか確認なんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）
2点。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

おっしゃられていますとおり、他市町のほうで、一般会計に組み込まれているというのがどういった理由でかかっていうことでは、すいません、十分、現時点では把握ができておりません。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

監事会でそういうふうな説明があったのは、対象となりますってだけで、その会計ごとに課税が発生っていうことまで及んでなかったのかどうか。最後、質問で終わろうと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

一般会計である場合には、消費税の申告の義務がございませんので、もちろん申告の必要がなく、特別会計で収入する場合に、消費税の課税対象として1,000万円を超える売上があれば、申告の必要が出てまいりますといった説明がなされております。以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんでしょうか、質疑。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

今のやり取りを聞いて非常に残念でたまりません。本町は率先して、令和2年度から高齢者の保健事業と介護事業の一体的事業に取り組んで、機構改革もなさって進めてこられました。順調に進んでいるのは評価しておりましたが、こういう事態で臨時議会をしなくちゃいけないということで、残念に思っております。

以前からずっと後期高齢者については、国もこの事業については令和2年度から進めて、うちも先ほど言いましたように率先して進めてきたわけですね。ですから、当初、先ほどから、問答の中にありましたように、消費税がかかるっていうのは、もう既に認識していたはずであるんじゃないかと私も思っております。

そこで、今、町長さんは大役として副連合長として頑張っておられますから、ちょっとお尋ねしていきますけど。

広域連合の広域化計画の中で進めているこの事業について、県下21市町あるわけですけども、前回の会議で連合会議の議会の中で、21市町あるけども、現在は17市町がこれに参加しているということの連合長官の答弁が会議録に載っておりましたけども、その中で、今先ほど担当課長のほうからありましたように、3市町がまだこういう、うちと同じような形態でやっているということでございますので、ましてやこの議会に提案するなら、その3市町の情報を収集して、ほかの市町がいつの議会で上げたのか、今、専決しなくても前の議会で上げとったら、こういう延滞税とか無申告加算税はかからなかったんじゃないかと私は思っておるものですから、そういうところで、監事会が、この監事会っていうのが誰が監事になっているか分かりませんが、町長さんがなっておるのか、担当課長がなっておるのか分かりませんが、令和2年度からの、そこら辺の方もやっぱり責任をよう考えていただきたいなと私は思いますけどね。

それで、そこら辺については、今度2月14日に連合会議があるはずですから、佐々町の代表の議員さんについては、そこら辺は質問していただきたいと。どういう状況かっていう把握はしていただきたいと私は思っております。

それから、厚生労働省からの事務連絡があったって、5月17日付け、これについては、うちに受理した日はいつだったんですか。それをまずお尋ねしたい。まず、その日にちです。

そして、担当課長さんとしては、その5月17日に来た文書について、担当課長、指導監督に対する認識はどうだったのかって。下の担当課に指示はどうなされたのかっていうのをお尋ねしたいです。

あとは、諸々金額だけ表示されておりますけども、私が思っておるのは、この消費税の確定申告は2年後にするようになっていっていると認識しておったものですから、令和2年度分が課税対象であって、3年度分は、2年後ですから5年度ですね、3年度は5年度なんです。2年後にするっていうのが標準な扱い方、特例期間っていうのはまた別に、翌年度の前期、9月までですね、これが1,000万円超えればしなくちゃいかんと、2つの要件がある消費税の申告と私は認識しておったんですけど、先ほど町長も言われた、令和4年度分について申告が漏れていたとおっしゃったから、そこら辺の認識がちょっと私と違うわけですかね。いつも4年度分、4年度分とおっしゃるんですけど、2年の分が4年度にしなくちゃいけないからということで、私は認識しておったんですから、そこら辺を違うんですかね。そしたら、今回出てるのは、令和2年度分でしょ。2年の分が今回対象になっておるのかなと思って。そこら辺詳しくちょっと教えてください。4年度分っていうのは4年度分だけに対してかかるのか、そして、2年度分から始まっていますから、2年度、3年度分はどうなったのか。私はそがん思っておったものですから。

そういうことで、あとは、12月26日に税務署に相談したっていうことなんですけども、その消費税の課税事業者届書っていうのをしなくちゃいかんと思うんですけど、お尋ねしていきますけど。誰が作って、いつ出されたのか、代表者名は町長なのか担当課長なのか、誰だった

んですかっていうのが1つ。それから、適用開始課税の期間はいつからいつまでなのか。基準期間はいつからいつまでなのか。それから、総売上高と課税売上高及び今回の課税対象となった金額はいくらであったのか。要するにこれは届出をしていますから分かっておらずと思うんですけど。それから、延滞金割合は何パーセントであったのか、そこら辺まで1回目で聞いておきます。1回目でよければ言いますけど。そこまでにしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

須藤議員の1つ目の御質問のこちらの厚生労働省から来た文書につきましては、5月17日付でありますけども、5月19日のメールで来ておりまして、多世代包括支援センターとしての受付が5月30日でありました。

この内容につきまして、担当のほうも文書を読み込み、先ほども申しましたような課税対象であるか等々で、一体的事業の部分につきましての、担当のほうには、私としましても、広域連合への確認の内容についてをこちらのほうも聞き取りをいたしまして、課税対象でないという認識のほうの確認をして、そのまま文書のほうを決裁を行ったところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

消費税の課税事業者としての届に関してですけども、令和5年12月28日付けで平戸税務署長に対し届出書を提出しております。

これは、佐々町後期高齢者医療特別会計のほうで、この課税事業を行う事業者に当たるということで、佐々町長名で提出をさせていただいております。

それから、消費税の申告の内容に関して御質問をいただきましたけども、まず、消費税の申告に関してなんですけども、資料の1ページの下のほうに、消費税判定に係る売上ということ載せておりますけども、これが、令和2年度の①から③の受託料の合計がこの1,000万円を超えるということ、その下に申告の対象年度と書いておりますけども、令和4年度決算分について消費税の申告が必要になるということになっております。

基準年度としまして、2年前の決算のほうを見るようになっておりまして、実際申告するのは、その2年後の決算が申告納付の対象になってくるというものでございます。

それから、課税の内容に関して、まず、課税標準ですけども、こちらのほうが1,348万2,000円という金額になっております。

こちらのほうから控除対象仕入税額33万9,011円、すいません、課税標準額の1,348万2,000円に対する消費税額というのが、105万1,011円ということで算出されまして、この控除税額ということで仕入税額33万9,011円のほうを差し引いた71万2,000円というのが、国のほうの消費税の課税額ということで出てまいりまして、地方消費税分については、20万900円という金額が出てまいりまして、端数を切った91万3,400円のほうが今回の消費税の納税額ということになっております。

延滞税についてなんですけども、申告の納期限が令和5年10月2日で、納付日のほうが令和5年12月28日ということで、この期間が87日ございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（10時59分 休憩）

（10時59分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

お時間いただきまして、すみません。延滞税について、資料に書いておりますとおり89日です。税額の91万3,400円に対しまして、延滞税の率のほうが年2.4%かかるようになっております。この率を掛けまして、89日を365日で割ったものが金額ということで計算されまして、実際、補正予算のほうは9,700円ということで計算をしていたんですけども、税務署のほうから届きました納付書のほうで5,200円であるということで通知がまいりまして、この5,200円という金額で納付を先日させていただいているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

誠に申し訳ありません。担当課長といたしまして、担当課員の指導等々の私たちの認識の誤り、そしてそれに対して、このような事態を生じたことにつきまして、誠に申し訳なく思っております。

大変失礼いたしました。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

この申告に関しましては、対象となっている事業が多世代包括支援センターのほうで実施していただいているということで、実務、事務的なものについても多世代のほうで担っていただいているところなんですけども、この通知に関しては、庁舎のほうでも書類のほうで確認できておりまして、この点について、庁舎のほうでも十分確認を行い、連携して調整確認しておれば、こういった事態にはなっていなかったんではなかろうかと反省をしております。今後このようなことがないように適切に連携調整して対処していきたいと考えております。申し訳ございませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

このようなことがあったら困るとです。無いようにって、誰でもそがん思うですたい。あつ

たら困るけん質問していきよるとだから。

やっぱり、これ資料を見てそのまま素直に私は読みよるもんで言いよるとです。2ページに書いてある、納付予定、納付予定って。そいけん、私聞きよるとき。そしたら、今、延滞税、何と通知が来て納めましたって言うやろ。そしたら、最初に説明をしてほしかったですね。いつに納めたかっていって。そこら辺が配慮が足らん。そいけん、要するに、担当課長、指導監督立場にあるんですから、それは申し訳ないとは分かるんですけど、それならどのように対応をしたんですかって。すぐしなさいとか、各課との調整もしなくちゃいかんだったろうし、それで、こんな事態に起きとるから、本来的には早くしとけばこういうのは納めなくてよかったんじゃないかなと私は思うとるもんですけん。5月に来て、見たのは5月30日って、これは半月も遅れて事務処理をする事態が、町長もどう思うととかなって思っ。文書、上まで回ったのかなあと思っ。もう分からない。

延滞税、無申告加算税についてお聞きしていきますけど、期限後のこの提出ですから、申告を提出した日が納期限と私は、期間中に出せば許してあげますけど、過ぎたら、申告出したらその日が納期限って認識しておったんですけど、それで、その2つの延滞税とか無申告加算税の納期限はいつになっているんですか。それは再度お尋ねします。

それともう一つ。今回の専決処分のこの予算が、本来的には、令和5年9月30日までだったのかどうかというのを確認させてください。いつだったのか。それまで出しとけば、延滞税とか無申告の加算税がかからなかったのか。いつまで出しとけばよかったのかというのを確認させてください。

要するに早く処理しておけば、6月、9月に上程して処理しておけばかからなかったんじゃないかなと私思うとるもんですから、そういう対応が遅れたことを、やっぱりこんなペナルティをかけられて、本当、本来的にどうかと思うとる。やっぱり担当課長として、公務の運営に支障を来したんじゃないかと私思うとるもんですから。見解を再度伺いたい。

3つばかり言ったけどお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、申告納付の期限ですけども、先ほど来から9月30日。9月末ということで申し上げておりましたけども、令和5年9月30日がちょうど土日にかかっておりますので、実際の期限としましては、令和5年10月2日というふうになっております。本町のほうが、令和4年度の分の消費税の申告が必要ということで、12月28日に申告、納付を行ってございまして、その時点で延滞税、それから無申告加算税というのが課せられてございまして、すいません、事前に説明のほうが出来ておりませんでした。無申告加算税については1月17日に、延滞税については1月19日にそれぞれ税務署からの通知に基づき納付を行ってございまして。

それから、この事務の取扱いに当たってなんですけども、議員おっしゃるとおり、十分な認識のもとに確認等を行って適切な事務処理が行われていなかったということで、深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように適正な事務処理を課員一同執り行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

私どもも何度もお伝え申し上げますけども、本当、私自身も消費税の対応につきまして、認識そのものが不十分であったこと、そして、この取扱いにつきまして確認はいたしました、再度徹底した、もっと確認が必要だったと反省しております。

また、課員のほうも確認したという内容ではありましたが、そのところを、私のほうでまた再度、しっかり十分な協議も全体で必要だったかと思っております。

皆様の公務のほうにも支障を与えたことになりまして、誠に反省しております。今後、このようなことが本当無いように、一つ一つ事務内容、文書の内容の適切な処理、確認を徹底していきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そうですね、やっぱり、5月17日にわざわざ間違いがないように注意してくださいって来ているから、すぐにやっぱり処理しとかんばいかな問題だったと私は思いますよ。そういうことで、やっぱり9月定例会までに上程して上げておれば、こういう問題はなかった、まあ、職員の、町長辺りもやっぱり責任は私あると思うんです。不慮の支出、出さんでよか税金っていうか、町民に対して、やっぱり損害を与えたと思うんです、私は。ですから、職員の不適正処理に係る案件ではないかと私は思うと。町長として、町民に対して、どのような処理をするかしないか分かりませんが、どのようにお考えですか。お尋ねしておきます。それが1点。

それと、決算書とずっと突合して見たんですけど、この支出の欄にこういう、資料にあるような区分けが、判定、売上ってあるですね、高齢者の保健事業と介護予防一体的事業受託料とか健康診査、それから事務手数料、こういう区分けが説明の欄になかったから、ちょっと合わせきらんだったもんでずっと聞いていったんですけど、できれば意見として申し上げたいんですけど、決算書については、そのようにできるかどうかは検討して、これは意見ですけど、合わせてお尋ねしておきます。

そいけん、今、意見と、町長に対しての考え方をお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この申告の分につきましては、議会の皆様方、それから町民の皆様方に、大変御迷惑をお掛けしたと思っております。

やはり5月に来た時点で、担当課、それから担当課長もやはりこれを把握しなければならないし、それから連携も取っていかなければならないわけでございます。私ども大変こういうことで皆さん方に、住民の皆さん方に大変御迷惑をお掛けしたと思っております。

今後とも十分注意をしながら、事務処理をやっつけていかなきゃならないと思っておりますので、何らかの処分というのはやらなければいけないわけですけど、町としまして、大変皆様方に御迷惑を掛けたということで心からお詫びを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

追加でいいですか。関連ではありますけど、私、常日頃、給食会計についてこういうことが起きないようにって言うて一般会計化せろって言うてるもんですから。4年度の決算においても延滞税か、延滞金は納めた決算書がある。決算書の提出を求めましたけど、保護者宛ての決算書であって、町長宛ての決算書じゃない報告を受けた覚えがあります。補助金を出しているんですから、町長に対しての決算報告書ですよ、あれは、本来的には。保護者のやった通知書みたいな決算書を町長宛てに、それを公文書として受け付けるとも受け付けると思って、そして、ましてやそれが間違いでしたと訂正するような決算報告書はいかがなものかと思えますけど。監査のほうからも指摘があつとると思えますけど、5年度決算においては正式な決算書、今言いました一般会計から出せば消費税はかからない、ですから、今の消費税とか延滞金は、PTA費の給食費から多分出てると思うんですよ。節税してくださいよ。一般会計で組んで出せば、消費税対象にならないってことで。各学校2,000万円、3,000万円のお金が動いているんですから、議会としてもはっきり見ときたいわけです。そういうことは意見として申し上げておきます。どうされるか見ておきます。

以上。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、今回の後期高齢者医療保険の役務事業に対して消費税がかかると。この徴税姿勢にすごい問題があるというふうに思っております。だから、そもそも課税されるべきではないのではないかと。

巷間ずっと議論されてきた、国会でもずっと議論されてきたように、消費税は福祉目的であるというふうに言うておきながら、それに対しても、いわゆる福祉事業の中心的な事業の一つですよ、後期高齢者医療保険制度というのは。これに対して税金をかけるって言う、その徴税姿勢というのは、やっぱり国税庁は本当にけしからんと私は思います。

ただ、そのことがいわゆる法令というか、いわゆるその実務上の問題とはまた別の問題ですね、その上で、この事業が令和2年度からスタートしているわけだと思うんですけど、このそもそも令和2年度の時点で既に課税対象であったと。ところが、その現場の担当者は、令和4年から課税対象だというふうに理解したと。それは、この表を見れば、要するにその高齢者の保健事業と介護一体的受託料640万円と、それから、ここでずっと見ていくと、令和4年度から1,000万円を超えているから、この時点で課税になるというふうに理解をしたということのようなんですけども、どうもそれはおかしいと。なぜかと言うと、先ほど来、質問がありましたように、令和2年度の時点で既に説明会があつているわけですよ。だから、当然その分まで、令和2年度の説明会があつているのであれば、その予算も最初から組んでおくべきだし、この今回の通知って言うのは、ある意味駄目押しの通知ですよ。だから、今の時点で気がついたって言うのも、それに気がつかなくて、また更に遅れたって言うのもあれですけども、スタートの時点からやっぱり納税についての認識が間違っていたと。それはやっぱりいただけないというふうに思います。

ですから、そういった意味では、その消費税に係る部分って言うのは、大変いろいろ複雑だし、消費税かかるのかどうかということについてもいろいろあるのかもしれないけれども、やっぱりかなり敏感に、そういったことについては対応をしておかなければ、本当に町民の利益というか、町民の財産そのものを毀損するようなことだって起こり得るということで、是非、

今後の戒めにいただきたいと思います。

その上で1つだけ質問なんですけども、なぜ、一般会計で受入れという形にしなかったのかと。一般会計で受け入れたら非課税で、特別会計で受け入れたら課税っていうのを最初から分かっているんだったら、なぜ一般会計で受け入れなかったのか。そのことについてはやっぱりきちんと説明があるべきではないかと思います。

本当に、いわゆる税金と保険料でやっている事業に対して、更に税金をかけるというのは、本当にやっぱり二重課税も甚だしいというふうに思うし、そういった意味では、今回のことについては、そういう中での対応として私たちはどういう対応をするのかと。一般会計で受け入れれば本当に負担なかったのに、なぜ受け入れなかったのかと。このことについては、やはりきちんと説明をすべきだというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

令和2年度からこの一体的事業が開始されまして、その分の受託料というのが649万1,314円ということで広域連合のほうからいただいておりますけども、説明の中でもお話ししましたように、この一体的事業については、消費税の課税対象になるというような認識を持っておったんですけども、この資料の②③ですね、こちらの事業まで合算して申告の対象になるという認識がなく、ここの判断を誤っておったというところでございます。

県下、他の市町では、一般会計のほうで受入れをしながら、本町のほうでは、後期高齢者医療特別会計のほうで予算計上して収入しているというところなんですけども、これは、本町で予算計上したその当時の考え方として、後期高齢者の方を対象にした事業というのが、広域連合から受託事業収入を頂くということで、事業に応じた会計での予算計上ということで、後期高齢者医療特別会計のほうで一旦収入を受け入れ、それを介護保険特別会計のほうに繰り出すというのがあるべき姿というのが認識で処理されたものかというふうに認識しております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

当時の担当の方は分かりませんが、当時そういうふうに認識で進められたんですか。

それで、今後はどうするんですか。今後は一般会計受入れに変えるんですか。変えることができるんだったら変えるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

今後については、資料の2ページのほうで説明のほうをさせていただいたんですけども、令和5年度から一般会計で予算計上し、収入するというような形に改めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、当時は。

令和2年度の当時の対応というのは、本当に先ほどのではなかったのかというお話でしたんですけども、そのことについてはどうなんですか。その時の責任はどうなるんですかということを知っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（11時21分 休憩）

（11時22分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今回のこの件に関しまして、保険環境課でありましたり、多世代包括支援センターとか、あと町長まで含めたところでの様々議論が多分なされているんだろうと思います。

その場に私出席しておりませんので、今この議案が上がるというふうになった段階でちょっとお話を聞いたという程度でございまして、申し訳ございません、当時予算化する、2年度の予算化をするに当たって、その消費税の課税対象になる云々というところについて、正直なところそこまでの強い認識があったというわけではなくて、先ほど宮原課長が言いましたとおり、そもそも後期高齢者の事業を受託して、介護保険の予防事業と一体的にやっていくというものでございますので、後期高齢者医療特別会計で受け入れるような予算編成をしたものというふうに思っておるところでございます。ただ、そこまで明確に記憶しているわけではございませんので申し訳ございません。この辺でそういうふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

やっぱりこの消費税の性格というのが、極めて異常だというふうに私は思います。

要するに皆さん、その保健事業やなんか消費税がかかるなんていうことは、一般的には考えないと思うんですよ。福祉のために使うって言うわけだから。だから、逆に言えば、役場の実務担当としては、やっぱりその消費税をめぐる問題についてはもっと敏感になってほしいと。実際に消費税が上がったら、その分については、町について受け入れる部分もあるわけですよ。消費税が上がったら、町としての収益が増える部分もあるわけですから。だから、そういった問題なんかも含めて、やっぱりもっと敏感になっていただきたいし、一つ一つの事業の中で、消費税がかかるような案件というのは、もっとやっぱり重視してきちんと対応していただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

はい。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

議案第1号から議案第3号までの質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 専決処分した事件の承認を求める件（令和5年度佐々町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号 専決処分した事件の承認を求める件（令和5年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号 専決処分した事件の承認を求める件（令和5年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

40分まで暫時休憩とします。

（11時28分 休憩）

（11時39分 再開）

— 日程第7 議案第4号 佐々町手数料条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第4号 佐々町手数料条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第4号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

はじめに議案に添付しております資料を御覧ください。

今回の手数料条例の一部改正につきましては、提案理由にもありましたように、戸籍法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴うものでございます。

戸籍関係の手数料につきましては、新たに追加されるものと、現在手数料を徴収しているものについて、文言整理など変更があるものについて必要な改正を行うものです。

まず一つ目に、戸籍法の一部改正でございます。

こちら、令和6年3月1日施行ということで、政令で定められております。

主な改正点としまして4つございます。まず1つ目は、行政手続きにおける戸籍証明書等の添付省略でございます。こちら戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号（パスワード）、これは戸籍単位で発行される16桁のパスワードになります。このパスワードを行政機関に提出することで、戸籍証明書等の提出に代えることができるものです。

この符号の発行に関する手数料について新たに設定するものになりますけれども、イメージとしましては、2ページの中段に符号のイメージと、下段にパスポートの申請の際の手続き事例を記載しておりますので御覧ください。

実際このように識別符号を利用した行政手続きにつきましては、令和6年度末になる予定となっております。

続きまして、2番目の戸籍の届出における戸籍証明書等の添付省略でございます。

こちら市町村と法務省間の戸籍システムのオンライン化によりまして、他市町村の戸籍データを参照することができるようになります。例えば、新婚旅行先の自治体の窓口に婚姻届を提出する場合など、本籍地ではない自治体の窓口に戸籍の届出を行う場合でも、戸籍届出にこの戸籍証明書等の添付を不要とするものです。

続いて、3番目の本籍地以外での戸籍証明書等の発行でございます。

自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村窓口でも戸籍証明書等の請求が可能となります。いわゆる広域交付が可能となるものです。イメージ図としましては、2ページの資料の上段にございますので御覧ください。

続きまして、4番目、戸籍の届書の画像を電子化し届書等情報として作成するものでございます。

こちら届書受理市町村から本籍地への紙の戸籍届書の送付が不要となりまして、あわせまして、電子化して戸籍届書をもとに届書等情報の内容証明書として発行できるようになるものでございます。

あともう一つの政令の改正の部分でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正。こちら令和6年3月1日施行になるものでございます。

主に戸籍に関連するものとしましては、先ほど御説明しました戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務に関する手数料が新たに規定されるものです。

そのほか項目等が追加されるものでございます。

資料の説明については以上です。

議案書のほうをお願いいたします。

佐々町手数料条例の一部を改正する条例。

佐々町手数料条例（平成12年佐々町条例第10号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除又は追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

2ページ目を御覧ください。

3の戸籍法に基づく証明手数料、こちらが改正する部分になります。

まず、(1) 戸籍の謄抄本又は記録事項証明書、こちらの記録事項証明書を戸籍証明書に改めるものでございます。

続きまして、(2) 除籍の謄抄本又は記録事項証明書、こちらを除籍証明書に改めるものでございます。こちら先ほど申しました、手数料の標準に関する政令の改正に合わせて、文言整理をするものでございます。

続きまして、(5) と (7) につきましては、これまで紙の戸籍届出書をもとに、届出書、受理証明書を発行・閲覧したものを、今後は電子化したものを発行・閲覧できるようになるものを追加したものでございます。

続きまして、(8) 戸籍電子証明書提供用識別符号（電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の戸籍の謄抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）、1件につき400円。

(9) 除籍電子証明書提供用識別符号（電子情報処理組織を使用する方法で発行を行う場合（総務省令で定める）及び同一事項の除籍の謄抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）4ページを御覧ください。1件につき700円でございます。

こちら(8) と (9) につきましては、今回新設されたものになりますけれども、新設された識別符号につきましては、マイナンバー制度を利用し、スマートフォン等により、マイナポータルを通じてこちらを申請する場合と、あと窓口にて紙戸籍の請求と同時に、戸籍の識別符号を請求する場合は、発行手数料を徴収しないとするものです。

7ページを御覧ください。

附則。この条例は、令和6年3月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

確認なんですけども、1点は、今の3ページのところにあります電子情報処理組織を使用するっていうふうに書いてありますけど、この電子情報処理組織を使用する方法というのはどういう意味なのかっていうこと、解説を。

それから、もう一つは、いわゆる符号っていうものが発行されるわけなんですけども、それについて、いわゆるなりすましだとか盗用を防ぐ方法というか、そういうセキュリティー対策っていうのはどうなっているのかということを再度確認しておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

1点目の電子情報処理組織を使用する方法といいますのは、スマートフォン等によりマイナポータルを通じて申請する場合を表すものでございます。

それから、なりすましの件なんですけども、この符号証明書を持参された際に、運転免許証やマイナンバーカードで本人かどうかの確認をいたしますので、その辺りのなりすましの分は防げるものと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

盗用についてはどうですか。例えば、顔写真のついていない様々な証明書類を一緒に盗まれるというようなケースで、そういうものが盗られるというようなことも考えられるのではないかなと思いますけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（11時49分 休憩）

（11時50分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

盗用された場合、紛失ということで、届出をこちらのほうにされる場合もあると思うんですけども、その場合はまた改めて本人のほうに新しい符号番号が付されるということになっております。

それから、識別符号番号の証明書を持たれたときに、必ず顔写真付きの証明書で確認をとっておりますので、そちらのほうは大丈夫だと今のところは考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにございませんか。
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

担当委員会で欠席しておったもんですから、1点だけお尋ねしたいと思いますけど。
国の通達とかいろいろ見ますと、新規で追加になったところを見ていましたら、3ページのところに改正後の（8）戸籍電子証明書提供用識別符号と、その下の（9）に除籍電子証明書提供用識別符号とあるんですけども、国のあれでは、これの発行事務って書いてあるもんですから、手数料の位置付けとしては、手間賃と私は思うとったもんですから、この発行事務。この符号にお金がかからなくて、証明、閲覧、いろんな手続きに対しての手間賃だろうと思うんですけども、これはこれでひな型といいますか、それは、こういう形でできているのかどうか。発行事務と入れなくていいのか、そこら辺についてお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

国のほうからは、今回こちらの手数料につきましては、窓口や証明書の作成に係る人件費関係の手数料ということで明記されております。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（11時53分 休憩）

（11時53分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

時間をとりまして申し訳ありません。確かにおっしゃるとおり、発行事務に関する手数料ということで、1件につき400円と700円と設定しておりますけども、項目のほうに、戸籍に基づく証明手数料ということで、こちらのほうに発行も含むということで理解しまして、こちらの表現としております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかにありませんか。
ほかに質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第4号 佐々町手数料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

まもなく12時でございますけれども、日程第8、議案第5号が終わるまで続けさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

— 日程第8 議案第5号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第8号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第5号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

(議案第5号 朗読)

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額5,212万3,000円、計16億6,409万3,000円。2項国庫補助金、補正額5,212万3,000円、計9億55万7,000円。

歳入合計、補正額5,212万3,000円、計99億6,307万9,000円。

歳出。2款総務費、補正額231万8,000円、計20億5,395万6,000円。1項総務管理費、補正額231万8,000円、計19億1,636万5,000円。

3款民生費、補正額4,980万5,000円、計23億4,334万9,000円、1項社会福祉費、補正額4,980万5,000円、計12億2,250万7,000円。

歳出合計、補正額5,212万3,000円、計99億6,307万9,000円。

2ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

追加。3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税均等割のみ課税世帯への給付金事業、金額3,343万1,000円。

次に、3款民生費1項社会福祉費、事業名、住民税非課税・均等割のみ課税世帯への子ども加算給付金事業、金額1,637万4,000円。

次の3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括につきましては割愛をさせていただきます。

まず、議案に添付しております資料のほうを御覧いただきたいと思います。

1枚目と2枚目に、2枚目がカラー刷りになっておりますけれども、そちらの2枚を並行して御覧いただければと思います。

今回、国が新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置についてということで、国が示しております。

1枚目のその資料でいきますと、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのが、国の予備費使用で予算が立てられております。今回、本町への交付限度額というのは、そちらに記載しておりますとおり1億246万3,000円となっております。今回、追加補正をお願いするのは、1枚目に書いております①番と②番、均等割のみ課税世帯への給付金と非課税世帯・均等割のみ課税世帯の18歳以下の分でございます。

カラー刷りのほうを見ていただきまして、今回追加補正をお願いするのは、この赤色で着色されているところでございます。低所得の子育て世帯、それから住民税均等割のみ課税世帯というところに着色がっておりますけれども、上のほうに矢印が引っ張ってありまして、まず上のほうの下段のほうですね、住民税均等割のみ課税世帯に、非課税世帯と同水準の1世帯10万円を給付するものでございます。

それから、その上に記載してあります低所得の子育て世帯、これは非課税世帯と均等割のみ課税世帯、この世帯で扶養されている18歳以下の子ども、1人当たり5万円を加算するものでございます。

まず、均等割のみ課税世帯につきましては、330世帯を見込んでおりまして、18歳以下の分については、320人を見込んでおります。これが今回の追加の補正にかかるものでございますけれども、この青色で示されている、このカラー刷りの青色で示されている新たな非課税等となる世帯、それから、定額減税しきれないと見込まれる方の調整給付というところについては、現在精査中でありまして、令和6年度の予算に反映をしていきたいというふうに、今調整をしているところでございます。

それから、最後の4枚目の資料をお願いいたします。これが予算額をひとまとめにしたものでございます。

まず、基準日というのは令和5年12月1日となっております。

それから、予算額については、均等割のみ課税世帯への給付金が330世帯、事務費合わせまして3,448万1,000円。それから、②番の非課税世帯・均等割のみ課税世帯の18歳以下のところでございますけど、320人を見込んでおりまして、事業費、事務費の合計の予算額が1,764万2,000円と、いずれもこの臨時交付金を充てての事業ということになります。

スケジュールにつきましては、システム改修が必要になりますので、まずシステム改修を行った後、令和6年3月上旬のところで、広報紙への周知、それから下旬に、対象者への確認書送付、4月下旬が支給開始という現時点でのスケジュールということになっております。

先ほどの繰越明許費で計上いたしました金額につきましては、このシステム改修費を除いた金額を限度額ということで計上をさせていただいておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

担当委員会で欠席したものですからお尋ねをさせていただきます。今、資料で説明があった2つが今回の補正の対象ですけれども、330世帯の100,000円と18歳以下の1,600万円、これを見ますと予算書の項目を見て、ここに負担金、補助及び交付金がそれぞれ書いてありますけれども、その残りの分が事務費という考えをすればいいのかどうかだけ確認させてください。

いわゆる国から来ているのは、事業費分と事務費分と書いてあるものですから、この負担金、補助及び交付金で出ると分が事業費分で、残りが事務費分ということで、差引きすれば出てくるという考えでいいのかどうかだけお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

予算書の5ページと6ページにございますけれども、18節の負担金、補助及び交付金3,300万円、5ページです。それから6ページが1,600万円とありますけれども、それ以外が事務費ということになります。それから一番上段にあります電子計算費の中のシステム改修費231万8,000円も事務費ということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第5号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時議会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶をお受けいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、提案いたしました5議案につきまして、慎重審議をいただきまして、適切な決定をいただき誠にありがとうございます。新たな経済に向けた給付金とか定

額減税につきましては、町民の生活する支援のために、対応策といたしまして、今後も国の動向を見据えながら、早期に支給できるものは対応したいと考えておりますので、積極的な取り組みをしながらいきたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、議員各位からいただきました御意見と御指摘等につきましては、その対応に十分留意しながら、町政の運営に諮らなければならないと反省をしている次第でございます。

インフルエンザに加えまして、新型コロナウイルスについても、急激に患者が増加しているということで、今後も同時流行が進むことが懸念されますので、感染症の対策に向けて、一人一人が意識を持って、感染症の拡大防止に努めなければならないと考えているところでございます。御理解と御協力を賜りますように、重ねてお願いを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、健康に十分留意をいただき、今後とも町政の発展のために御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。閉会にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。慎重審議、誠にありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

私から、一言お礼を申し上げます。まずは、皆さん方、元日に石川県能登半島の震災を受けられた方々には、まずもってお見舞いを申し上げます。そして、2日に日本航空海上自衛隊の衝突事故、それから国会においては、金と政治の問題ということで、いろいろと問題が上がっておりますけれども、国会においても解決されるものということで思っております。

本日、私、議事進行において、大変自分自身が反省しておるところでございます。今後、私、議長職として、何事においても対応できるように、今後勉強をしていきたいということを思っております。

あと2日ほどで2月になるわけでございます。佐々町から、佐々川からシロウオが上がってくる。また、桜が咲いてくるということで、新しい春が、佐々町にも来るんじゃないかということを思っております。また、インフルエンザ、そういうことで、非常に健康管理にも皆さん方が留意されて、3月の議会に向かって、一生懸命にやっていきたいということを思っております。

きょう、議案の審議に関しまして、いろいろと御協力ありがとうございました。

以上で、令和6年1月第1回佐々町議会臨時議회를閉会いたします。

お疲れ様でした。

(12時08分 閉会)